

長泉町立長泉幼稚園・長泉町立中央保育園の統廃合に伴う

# 「公私連携幼保連携型認定こども園」 の新規整備（民設民営）に係る個別計画

令和8年7月

長泉町



## 目次

---

|    |                                            |   |
|----|--------------------------------------------|---|
| 1  | はじめに .....                                 | 1 |
| 2  | 民営化対象施設の概要 .....                           | 2 |
| 1) | 施設の概要 .....                                | 2 |
| 2) | 園児数の推移 .....                               | 2 |
| 3  | 民営化により期待できる効果 .....                        | 3 |
| 1) | 民間活力の導入による教育・保育サービスの向上、対応の迅速化、運営の柔軟性 ..... | 3 |
| 2) | 民営化実施による財政負担軽減効果 .....                     | 3 |
| 4  | 民営化の概要 .....                               | 4 |
| 1) | 民営化にあたっての基本的な考え方 .....                     | 4 |
| 2) | 民営化の手法・実施時期 .....                          | 4 |
| 3) | 利用定員の設定 .....                              | 5 |
| 4) | 施設整備場所 .....                               | 6 |
| 5  | 民営化の実施内容 .....                             | 7 |
| 1) | 民営化のスケジュール（予定） .....                       | 7 |
| 2) | 教育・保育内容等の運営条件 .....                        | 8 |
| 3) | 財産の取扱い（土地・建物） .....                        | 8 |
| 4) | 町の役割 .....                                 | 9 |
| 6  | 民間事業者の選定 .....                             | 9 |

# 1 はじめに

本町では、令和6年4月に「長泉町公立教育・保育施設再配置計画」を策定しました。再配置計画においては、「需要に応じた施設の適正配置の推進」、「質の高い教育・保育の提供のための役割・機能の強化」、「教育・保育サービスの多様化を目的とした民間活力の導入」が基本方針として掲げられているとともに、施設ごとの今後の方針が示されています。

そのうち、長泉幼稚園及び中央保育園については、

- ・長泉幼稚園の入園申込数が減少傾向であること
- ・中央保育園の施設の老朽化が進み、今後、それに伴う施設改修や更新に係る整備費等の財政負担の増大が見込まれること
- ・保育需用の高止まりに対応した「量の確保」に関する取組みが求められること
- ・両園の配置が町内の公立教育・保育施設で最も近接していること

などの状況を踏まえ、両園を統廃合し、新たに『幼保連携型認定こども園』を整備するとともに、その整備にあたっては、民間活力を導入し、「民設民営方式」により新設する方針（公立園の民営化）としております。

また、当該再配置計画に基づき、民営化に関する基本的なルールや基準を示した「長泉町公立教育・保育施設民営化ガイドライン」が示されています。

本計画においては、当該再配置計画やガイドラインに即して、長泉幼稚園及び中央保育園を統廃合した『公私連携幼保連携型認定こども園※』の民設民営を進めるにあたり、民間活力の導入による財政効果の検証を行うとともに、民営化に係るスケジュールや提供サービス、土地・建物に関する考え方等の整理を行っております。

## ※『公私連携幼保連携型認定こども園』とは...

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第2項に規定する町との協定を締結して設置されるものであり、町が設置運営主体である民間事業者（公私連携法人）と連携し、土地などの無償又は廉価による譲渡・貸付その他の支援を行うとともに、適正な運営が行われるよう公私連携法人が提供する教育・保育事業等に関与しながら、運営される認定こども園です。

⇒民設民営でありつつも、町の関与を明確にしつつ、設置運営主体に設置のインセンティブが働く運営形態

## 2 民営化対象施設の概要

### 1) 施設の概要

本計画における対象施設の概要は次のとおりです。

|                | 長泉幼稚園                                                                   | 中央保育園                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地            | 静岡県駿東郡長泉町下土狩 8 3 0                                                      | 静岡県駿東郡長泉町中土狩 9 2 9 - 1                                                        |
| 延床面積           | 716 m <sup>2</sup>                                                      | 775 m <sup>2</sup>                                                            |
| 構造             | 鉄筋コンクリート造（2 階）                                                          | 鉄筋コンクリート造（2 階）                                                                |
| 建築年            | 平成 8 年（1996 年）                                                          | 昭和 54 年（1979 年）                                                               |
| 定員             | 90 名                                                                    | 90 名                                                                          |
| 受入年齢           | 3 歳児～                                                                   | 11 ヶ月～                                                                        |
| 学級数            | 3 学級                                                                    | 6 学級                                                                          |
| 職員数            | 正規職員 4 名<br>会計年度任用職員 6 名                                                | 正規職員（再任用含む） 11 名<br>会計年度任用職員 22 名                                             |
| 教育・保育時間        | 開園時間：8:30～17:00（平日）<br>教育時間：9:00～14:00                                  | 開所日：（平日）7:15～19:00、<br>（土）7:30～17:30<br>保育時間：（平日）7:15～18:15、<br>（土）7:30～17:30 |
| 預かり保育・<br>延長保育 | < 一時預かり ><br>（平日） 14:00～17:00 (150 円/回)<br>（長期休園中） 9:00～17:00 (450 円/回) | < 延長保育 ><br>（平日） 18:15～19:00 (200 円/回)                                        |

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

### 2) 園児数の推移

#### (1) 長泉幼稚園

|              | R 1 年<br>(2019 年) | R 2 年<br>(2020 年) | R 3 年<br>(2021 年) | R 4 年<br>(2022 年) | R 5 年<br>(2023 年) | R 6 年<br>(2024 年) | R 7 年<br>(2025 年) |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 園児数          | 59                | 43                | 54                | 51                | 46                | 38                | 37                |
| （うち 3 歳児園児数） | (14)              | (10)              | (25)              | (15)              | (7)               | (11)              | (15)              |

（各年 5 月 1 日現在）

#### (2) 中央保育園

|     | R 1 年<br>(2019 年) | R 2 年<br>(2020 年) | R 3 年<br>(2021 年) | R 4 年<br>(2022 年) | R 5 年<br>(2023 年) | R 6 年<br>(2024 年) | R 7 年<br>(2025 年) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 園児数 | 102               | 96                | 92                | 90                | 96                | 98                | 99                |

（各年 3 月 3 1 日現在）

### 3 民営化により期待できる効果

#### 1) 民間活力の導入による教育・保育サービスの向上、対応の迅速化、運営の柔軟性

民間活力の導入により、延長保育や一時保育の拡充、障がい児保育の拡大など、民間事業者としての創意工夫を活かし、多様化するニーズに対応した特色のある教育・保育サービスの提供が期待されます。

また、公立園と比較し、運営主体が民間事業者となることで、教育・保育ニーズへの対応の迅速化、運営の柔軟性等の向上も見込まれます。

#### 2) 民営化実施による財政負担軽減効果

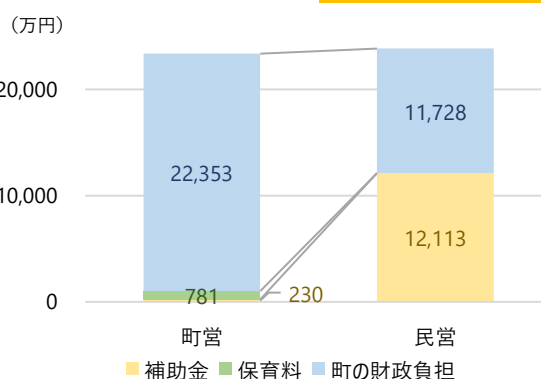
##### (1) 施設運営に要する経費（人件費、運営費等）に係る財政負担軽減効果（R6年度決算ベース） （千円）

|    | 施設運営に要する経費<br>(A)                      | 国・県補助金等の財源<br>(B)           | 町の一般財源額<br>(財政負担額)<br>(A-B) | 財政負担<br>軽減効果<br>(C-D) |
|----|----------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 町営 | 233,640                                | 10,112                      | 223,528<br>(C)              | 106,245               |
|    | 職員人件費<br>施設運営・管理費                      |                             |                             |                       |
| 民営 | 238,415                                | 121,133                     | 117,282<br>(D)              |                       |
|    | 運営委託費<br>運営費補助金<br>※教育・保育サービス拡充分経費等を含む | 国・県運営費負担金<br>国・県補助金<br>保育料等 |                             |                       |

幼稚園、保育園等の施設運営に要する経費（人件費、運営費等）は、主に町の一般財源（町の財政負担）により賄われており、加えてその他財源として国・県からの補助金等や保育料等が充てられています。

民営化実施による財政負担軽減効果の検証にあたっては、1会計年度における、町営と民営それぞれの町の一般財源額（町の財政負担額＝施設運営に要する経費から国・県からの補助金等の財源を除いた額）を比較し、その差額（減少額）を効果として示しました。

このように、民間事業者の施設運営に要する経費に対しては、国・県からの補助金等の財政支援を、町営よりも多く受けることができるため、町の財政負担については、町営の場合は約2億2,300万円（C）、民営の場合は約1億1,700万円（D）であり、



民営化による約1億600万円（C―D）の財政負担軽減効果により、町の財政負担が大幅に軽減されることが見込まれます。

## （2）園舎建設等に係る財政効果

園舎建設費等に対する国からの補助金について、町設の場合は認定こども園の「幼稚園部分」しか補助対象となりませんが、民設の場合は認定こども園の「幼稚園部分」と「保育園部分」の両方が補助対象となり、当該園舎建設費等に要する具体的な経費の財政効果については、一概に金額として表すことが難しいですが、園舎建設費等についても、町設よりも民設の方が、町の財政負担軽減効果が期待されるといえます。

# 4 民営化の概要

## 1）民営化にあたっての基本的な考え方

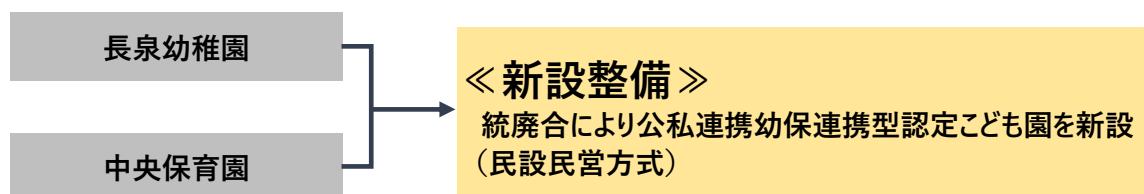
民営化ガイドラインに基づき、民営化にあたっては、児童の安定した園生活の継続を第一に考え、保護者との信頼関係構築が図られるよう、以下の考え方で進めることとします。

- ①民営化の実施内容及びスケジュール等について随時情報提供を行うとともに、保護者との意見交換や協議を行います。
- ②教育・保育の質の確保はもちろんのこと、多様化するニーズに対応した教育・保育サービスの充実が見込まれる事業者を選定します。
- ③在園児への影響を考慮した引継ぎ及び共同保育を行う等、引継ぎ期間を十分に確保したうえで、移管することとします。

## 2）民営化の手法・実施時期

### （1）民営化の手法

長泉幼稚園及び中央保育園を統合し、移管先として選定された民間事業者が、町が確保した整備用地に、『公私連携幼保連携型認定こども園』を新たに整備します。（民設民営方式）



### （2）民営化の実施時期

令和12年4月1日

### 3) 利用定員の設定

現在の長泉幼稚園及び中央保育園の利用定員維持を基本としつつ、第3期子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育事業の量の見込みと確保方策」や「職員の配置基準」との整合を図ります。また、長泉幼稚園をはじめとした町立幼稚園の入園申込数の減少傾向や、中央保育園の利用状況も含め町内の保育需要の高止まりの状況に対応した「量の確保」に関する継続的な取組みが求められています。加えて長泉小学校区における就学前児童人口推計や教育・保育施設利用の推計を踏まえて、民営化後の幼保連携型認定こども園の利用定員を次のとおり設定します。

| クラス   | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計    |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1号    | —   | —   | —   | 10人 | 10人 | 10人 | 30人  |
| 2号・3号 | 9人  | 15人 | 18人 | 26人 | 26人 | 26人 | 120人 |
| 合計    | 9人  | 15人 | 18人 | 36人 | 36人 | 36人 | 150人 |

(参考) 利用定員 (長泉幼稚園・中央保育園)

| クラス            | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計    |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1号<br>長泉幼稚園    | —   | —   | —   | 30人 | 30人 | 30人 | 90人  |
| 2号・3号<br>中央保育園 | 5人  | 10人 | 15人 | 20人 | 20人 | 20人 | 90人  |
| 合計             | 5人  | 10人 | 15人 | 50人 | 50人 | 50人 | 180人 |

(※令和8年4月1日現在)

(参考) 園児数 (長泉幼稚園・中央保育園)

| クラス            | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計    |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1号<br>長泉幼稚園    | —   | —   | —   | 15人 | 13人 | 9人  | 37人  |
| 2号・3号<br>中央保育園 | 6人  | 9人  | 18人 | 22人 | 23人 | 21人 | 99人  |
| 合計             | 6人  | 9人  | 18人 | 37人 | 36人 | 30人 | 136人 |

(※長泉幼稚園：令和7年5月1日現在 / 中央保育園：令和7年3月31日現在)

#### 4) 施設整備場所

令和6年6月に本町が取得した旧不二精機製造所跡地（長泉町下土狩）の利活用にあたり、当該跡地に長泉中学校の移転、整備に加え、当該跡地の一部の用地に新たな認定こども園を整備する計画としました。

また、当該跡地における認定こども園の整備場所については、学校施設等の整備において当該跡地の効率的な利用が可能であること等を念頭に、以下の理由等を踏まえ「南西」の位置が最適地であると判断しました。

なお、整備する敷地は、下図の赤枠の敷地約4,500㎡を最大整備可能域とし、民間移管事業者が、その施設整備に必要な面積により整備を行うものとします。



- ・学校施設等の敷地が、整形に広くとれ、敷地の効率的な利用が可能である。
- ・敷地面積に余裕があり、こども園として必要な機能を無理なく配置しやすい。
- ・園庭を広く確保でき、屋外保育環境の質を担保しやすい。
- ・こども園の出入口が西側道路からの出入りとなるため、東側道路からの出入りを想定している学校施設との交通負荷を分散でき、児童・生徒の登下校（登降園）時の安全性が高まる。
- ・道路との高低差が少ないため、工事条件面で有利であり、バリアフリーに配慮した計画がしやすい。

## 5 民営化の実施内容

### 1) 民営化のスケジュール（予定）

| 年度(時期) |   | ● 町                                                 | ▲ 事業者・施設整備 | ■ 保護者等     |
|--------|---|-----------------------------------------------------|------------|------------|
| R8     | 上 |                                                     |            | ■ 保護者説明会   |
|        | 中 | ● 事業者評価委員会※ <sup>1</sup><br>・募集要項・評価基準<br>の検討・決定    |            | ■ 事業者評価委員会 |
|        | 下 | ● ▲ 事業者募集・選考・選定<br>・書類・プレゼン審査<br>・実地審査              |            |            |
| R9     | 上 |                                                     |            |            |
|        | 中 | ● ▲ 公私連携協定の締結・公私連携法人の指定手続き<br>※事業者決定後、協議のうえ適切な時期に行う |            | ■ 事業者決定報告  |
|        | 下 | ▲ 基本設計                                              |            |            |
| R10    | 上 | ● ▲ ■ 三者協議会※ <sup>2</sup> （随時開催）                    |            |            |
|        | 中 |                                                     | ▲ 実施設計     |            |
|        | 下 |                                                     | ▲ 入札・契約    |            |
| R11    | 上 |                                                     | ▲ 建設工事     |            |
|        | 中 | ● ▲ ■ 引継ぎ・共同保育※ <sup>3</sup>                        |            |            |
|        | 下 | ● ▲ ■ 町・業者合同保護者説明会                                  |            |            |
| R12    |   | ● ▲ ■ 公私連携認定こども園設置の届出<br>※県協議のうえ適切な時期に行う            |            |            |
|        |   | ● 民営化後のアフターフォロー                                     |            |            |

（注）スケジュールは、事業者評価委員会での協議等により変更となる場合があります。

#### 補足

##### ※ 1 事業者評価委員会

・教育・保育の有識者、法人の財務会計事務の知識経験者、保護者代表等を委員とし、募集要項や評価基準を検討するとともに、事業者の提案を審査します。

##### ※ 2 三者協議会

・長泉町、民間事業者、保護者により構成する協議会で、運営方針や教育・保育の内容、園舎等の整備、職員体制、引き継ぎ保育等について協議します。

##### ※ 3 引継ぎ及び共同保育

・民営化前に民間事業者の施設長予定者等に対する引継ぎや、担任予定者等との共同保育の実施により、公立園の運営事項等の適切な引継ぎや、在園児や保護者との関係を構築していきます。また、民営化後も、長泉町職員の主任等を、原則として1年間派遣し、共同保育を行う予定です。

## 2) 教育・保育内容等の運営条件

民営化ガイドラインに基づき、民営化後における教育・保育サービス水準の確保を図るため、事業者が実施する教育・保育の内容等について、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、その他関係法令の遵守を前提とし、主に下表の一定の条件を付します。

なお、詳細については、事業者評価委員会において、保護者アンケート、民間事業者に対するサウンディング調査等の意見を踏まえながら検討・協議し、募集要項等で定めることとします。

|             |                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育・保育の提供日   | 教育の提供は土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）を除く月曜日から金曜日までを原則とし、保育の提供は日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から土曜日までを原則とすること。 |
| 職員配置        | 職員配置は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」に基づき配置し、障がい児保育等に配慮した職員を確保すること。                    |
| 給食          | 自園調理を基本とし、アレルギー対応を適切に行うこと。また、町が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。                                                             |
| 費用負担        | 町が予め認めた費用以外の費用負担を、保護者に求めないこと。ただし、民営化後の新たな教育・保育サービス等の対価として必要な場合は、保護者への十分な説明と理解を得たうえで、求めるようにすること。                 |
| 教育・保育サービス   | 多様化するニーズに対応した教育・保育サービスの提供を行うため、地域子ども・子育て支援事業等に積極的に取り組むこと。                                                       |
| 行事・地域活動等の継続 | 従前より実施している施設の各種行事や地域活動等については、原則として継続して行うこと。                                                                     |

## 3) 財産の取扱い（土地・建物）

民営化に伴う町有財産の取扱いに関する考え方は、民営化ガイドラインに基づき、以下を基本とします。

### (1) 土地

- ・認定こども園を整備する町有地については、期間を定めて無償貸与する予定です。

なお、無償貸与期間や終了後の取扱いについては、移管先の民間事業者の選定後に協定で取り決めることとします。

### (2) 建物及び工作物

民間事業者が整備することとします。

#### 4) 町の役割

民営化ガイドラインに基づき、在園児等への影響を考慮した円滑な民間移管や、民営化後の適切な施設運営が図られるよう、町は以下の役割を担います。

##### (1) 『公私連携幼保連携型認定こども園』に基づく協定の締結

民営化後も施設運営が適切に行われるよう、町と事業者の間で法に基づく協定を締結します。協定においては、法に規定する内容その他募集時に示した運営条件、事業者の提案から採用された内容、町有財産の取扱い、その他 移管先の事業者が遵守しなければならない事項等を定めます。

##### (2) 引継ぎ・共同保育

在園児への影響を考慮し、引継ぎ期間を十分に確保したうえで、以下のとおり引継ぎ及び共同保育を行うこととします。

|                             |                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 11 年 4 月～<br>令和 12 年 3 月 | ・施設長予定者及び主任予定者を中心に、在園児の様子や施設の各種行事を含めた運営事項等の引継ぎを実施する。                                                                                                   |
| 令和 12 年 1 月～<br>令和 12 年 3 月 | ・担任予定者等が公立保育施設の職員とともに共同保育に従事し、教育・保育の内容について実務を継承しながら、在園児や保護者との関係を構築する。                                                                                  |
| 令和 12 年 4 月～<br>令和 13 年 3 月 | ・民営化前に当該保育施設に勤務していた主任等を、原則として 1 年間派遣し、共同保育により適切な教育・保育の実施を確認する。<br>・町の教育・保育アドバイザー及び特別支援教育専門員等が新施設に対して指導・助言等を行う巡回支援を実施する。巡回支援は期限を設けずに、共同保育が終了した後も継続して行う。 |

##### (3) 実地調査

町職員による認定こども園の実地調査を定期的を実施し、運営状況や遵守事項等の確認、必要な指導・助言等を行い、より一層保育の質が向上するよう努めることとします。

## 6 民間事業者の選定

民営化ガイドラインに基づき、安定的かつ継続的に施設運営を行え、かつ、教育・保育の質の維持向上が見込まれる事業者を、事業者評価委員会による評価結果に基づき町長が決定します。

なお、事業者の応募資格、選定方法・選定基準（評価項目）、選定スケジュール等の詳細は、事業者評価委員会の意見等を踏まえながら決定し、募集要項等で定めることとします。